

環境副読本「みやざき環境読本」（冊子版・電子版）作成・配布業務委託仕様書

1 業務の目的

持続可能な社会を構築するため、環境教育・環境学習を推進し、環境保全の担い手を育成していく必要がある。

県では、次世代を担う子どもたちが環境学習に親しみ、自発的な行動を促すため、平成29年度から小学校5年生向けの環境副読本「みやざき環境読本」を作成・配布してきた。

今回、SDGsやゼロカーボンなど、近年の環境を取り巻く情勢の変化を反映させるため、本業務では、「みやざき環境読本」の内容・構成をリニューアルするとともに、学校におけるICT環境の整備に伴い、電子版の「みやざき環境読本」を作成し、環境教育・環境学習の推進強化を図ることを目的とする。

2 業務の名称

環境副読本「みやざき環境読本」（以下「副読本」という。）（冊子版・電子版）作成・配布業務

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 委託業務の内容

児童用及び指導者用副読本（冊子版・電子版）の作成（デザイン、製版、印刷、製本等）及び配布

(1) 冊子版の規格・構成

① 規格

ア 部数	児童用：11,270部、指導者用：500部
イ 大きさ	A4版
ウ ページ数	児童用・指導者用 各24ページ程度
エ 色	カラー印刷
オ 紙質	コート紙90kg以上

② 構成

ア 児童用副読本

【基本的事項】

- 現段階の構成（案）は以下のとおりとする。ただし、変更の提案を妨げるものではない。
- データ等については、必要に応じて県から提供するものとする。なお、データ等については、必要に応じてデザイン、加工すること。
- 小学校高学年の学習に適した文字（ルビを含む）の大きさ、フォントを用いること。
- 宮崎県ならではの事例や取組・データなど宮崎県の環境を題材として取り入れること。（参考HP：<https://eco.pref.miyazaki.lg.jp/>）
- 子どもたちの興味・関心を引き、行動を促すように、イラスト等を挿入するなど

工夫を凝らすこと。なお、フリー素材や県が保有する画像（静止画やキャラクター）のほか、関係機関等が保有する画像で使用許諾が得られるものも活用してよい。

【構成（案）】

- 別紙の環境副読本「みやざき環境読本」（冊子版・電子版） 構成案（指導者用）の内容を参考に下記の要件を満たすよう、作成すること。
 - ・「私たちにできること」を記入させるなど、環境問題を自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組めるようワーク形式を取り入れること。
 - ・各項目についてSDGsとの関連を表示すること。
 - ・電子版のQRコードをわかりやすい表示で掲載すること。
 - ・誌面にQRコードを掲示し、関連する動画や写真、地図など、子ども達が興味関心をもった情報について、自分たちでQRコードを読み取ることで理解が深化するような工夫を凝らすこと。
 - ・クイズやゲーム形式で楽しみながら学ぶことができる仕組みの導入など、予算の範囲内で可能なコンテンツがあれば併せて提案すること。

イ 指導者用副読本

- 別紙の環境副読本「みやざき環境読本」（冊子版・電子版） 構成案（指導者用）を網羅した内容を作成すること。
- 縮小した児童用副読本のページを掲載することとし、同じページに児童用副読本の内容を補完するデータ等を掲載すること。
- データ等については、必要に応じて県から提供するものとする。

(2) 電子版の規格・構成

- 構成は児童用副読本（冊子版）に準じたものとする。
- ホームページ「みやざきの環境」などへ掲載可能であり、かつ、タブレット端末で閲覧が可能な形式とすること。
- 小学生が利用しやすいように、できるだけスクロールが少ない画面レイアウトやズームアップ表示の工夫を行うこと。
- キーワード検索やページリンクなど、小学校の授業やタブレット学習で利用しやすい工夫をすること。
- 紙面にリンクやアイコンを掲示し、関連する動画や写真、地図など、子ども達が興味関心をもった情報について、自分たちでクリック（もしくはタッチ）することで理解が深化するような工夫を凝らすこと。
- フリー素材や県が保有する画像（静止画やキャラクター）のほか、関係機関等が保有する画像で使用許諾が得られるものも活用してよい。
- クイズやゲーム形式で楽しみながら学ぶことができる仕組みの導入など、予算の範囲内で可能なコンテンツがあれば併せて提案すること。

(3) 冊子版の配布

上記（1）で作成した児童用副読本及び指導者用副読本について、県が指定する場所（県内小学校等250か所程度）に、令和6年1月31日（水）までに仕分けて送付すること。

5 成果品及び成果品の納入場所・納入期限

- (1) 冊子版の児童用副読本及び指導者用副読本
納入場所：県が指定する場所 納入期限：令和6年1月31日（水）
- (2) 電子版のデータを納めたCD-R等
納入場所：宮崎県環境森林課 納入期限：令和6年1月31日（水）
- (3) 委託業務により使用した主なイラスト、写真、動画等の素材を記録したCD-R等
納入場所：宮崎県環境森林課 納入期限：令和6年3月29日（金）
- (4) 業務完了報告書
納入場所：宮崎県環境森林課 納入期限：令和6年3月29日（金）

6 経費等

委託経費には、副読本の作成に係る打合せ、企画・デザイン、掲載する写真にかかる費用、県が指定する関係各所への発送等全ての経費を含む。

7 著作権の取扱い

- (1) 著作権者
本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。
受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。
- (2) 権利関係の処理
 - ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
 - ② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
 - ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
 - ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うものとする。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。た

だし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

9 問い合わせ先

宮崎県環境森林部環境森林課 環境計画担当

TEL : 0985-26-7084 FAX : 0985-26-7311

E-Mail : kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp

環境副読本「みやざき環境読本」（冊子版・電子版） 構成案（指導者用）

概要	ページ数	内容
表紙	1ページ	小学生が興味・関心を持てるデザイン・タイトルとすること。
導入・目次等	2ページ	<ul style="list-style-type: none"> 副読本の内容につながるような導入とすること。 SDGsの概要について触れること。
みやざきの環境を学ぼう	5ページ程度	<p>【地球温暖化問題・再生可能エネルギー等に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海面への影響 食料への影響 農作物への影響 地球温暖化の原因は 宮崎県の部門別二酸化炭素排出量の割合 気候変動への「適応」 2050年ゼロカーボン社会づくりについて 家庭でできる省エネについて 再生可能エネルギーについて (宮崎県は再生可能エネルギーの宝庫について) 「宮崎県次世代エネルギーパーク」について
	4ページ程度	<p>【4R（ごみ削減）に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4Rとは 4Rのためにできること 海洋プラスチックについて 食品ロスについて 賞味期限と消費期限の違い 「みやざき食べきり宣言プロジェクト」について
	2ページ程度	<p>【自然公園に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の自然公園について 九州自然歩道について 自然公園法
	2ページ程度	<p>【野生生物に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定希少野生動植物 県内の重要生息地 特定外来生物 外来種被害予防三原則
	2ページ程度	<p>【森林に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県土の76%が森林 スギ素材生産量日本一 二酸化炭素排出量吸収量 野生動植物の貴重な生息の場 「宮崎県水と緑の森林づくり条例」について 宮崎県の林業就業者が減少 「宮崎県森林環境税」について
	2ページ程度	<p>【水環境・大気環境に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮崎県の生活排水処理 魚がすすめる水質にも戻すために必要な水の量 家庭の中ですぐにできること 五感を使って水辺環境指標 NOXの発生源別排出量 大気汚染を防止するための法律・条例 PM2.5濃度の経年変化（宮崎県） 大気汚染常時監視測定局一覧